

財 関 第 1689 号
令和元年 12 月 13 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 中江 元哉

関税法基本通達等の一部改正について

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の発効に伴い、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）等の一部を下記のとおり改正し、同協定の効力発生の日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第 1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 2 関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）の一部を次のように改正する。

別紙 2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 3 条約等基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 106 号）の一部を次のように改正する。

別紙 3 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 4 税関関係様式通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）の一部を次のように改正する

1. 税関様式 C 第 5292 号から税関様式 C 第 5292 号-4 までを削る。
2. 税関様式 C 第 5293 号を削る。